

同性間に限らないパートナーシップ制度の導入促進を求める意見書

本市では「松戸市人権尊重都市宣言」（平成10年）の理念に基づき、多様な性の在り方と生き方を尊重し、共生できる地域社会の実現を目指して「松戸市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年11月1日より導入した。

この制度は、当事者個人の性別および性自認や、異性・同性といった当事者双方の性的指向を問わず、パートナーシップの関係にある二人の宣誓を基に、宣誓の要件を満たしていることを確認後、宣誓証明書や宣誓証明カードを発行する制度である。

さらに本市では、令和5年4月1日から本制度を拡充し、ファミリーシップ制度を導入した。これは、パートナーシップ宣誓者の一方または双方に未成年の子どもがいる場合、届出により、宣誓証明書や宣誓証明カードに、ファミリーシップとして子どもの氏名を記載できるものである。

多様化が進む社会においては、多様な家族の在り方を社会的に認めていくことが求められており、パートナーシップ制度およびファミリーシップ制度は、対外的な家族の証明という「公証の利益」に資するものであり、特に本市の制度は同性間に限らない異性同士のいわゆる事実婚も対象とした全国でも先駆的な制度となっている。

また本市では、協定を結んでいる自治体間での転居の際に転出自治体への宣誓証明書等の返還が不要となる自治体間連携が行われているが、全国すべての自治体でパートナーシップ制度が導入されていないために、当事者にとっては不都合が生じている。

よって、本市議会は国に対し、性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために、すべての自治体で同性間に限らないパートナーシップ制度の導入が促進されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

あて

総務大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長